

【制度の創設趣旨に係る論点1】

事業性に着目した融資実務に係る今日的な課題及び期待について、足下の情勢に照らし、どのように考えるか。

【制度の創設趣旨に係る論点2】

事業者の資金調達の選択肢を広げるため、事業者の実態や将来性を理解し、継続的に把握することを金融機関に対して動機付け、事業性に基づく融資を促進できるような新たな選択肢（事業成長担保権）を創設することについて、どのように考えるか。

【制度の創設趣旨に係る論点3】

事業成長担保権の設定局面（例えば創業局面や成長・承継局面、再生局面）について、どう考えるか。また、各設定場面において事業者側と金融機関側に求められる行動について、どのように考えるか。「本日討議いただきたい事項」p3-4の他に期待される効果・行動はあるか。

【論点1-1】

事業成長担保権の担保目的財産の範囲については、「本日討議いただきたい事項」p5の考え方に基づき将来において設定者に属する財産を含めた総財産とすることについて、どのように考えるか。

【論点1-2】

事業成長担保権設定者の合併や分割が行われた際の事業成長担保権の取扱いを上記のとおり整理することについて、どのように考えるか。

【論点2-1】

事業成長担保権を設定できる者を法人に限定することについて、どのように考えるか。

【論点2-2】

設定者をさらに限定することの必要性について、どのように考えるか。

本日討議いただきたい事項の論点一覧（第1回）

【論点3-1】

事業成長担保権の創設趣旨や濫用防止の必要性に鑑み、事業成長担保権を取得できる者の資格要件のあり方について、どのように考えるか。

【論点3-2】

事業成長担保権の極度額について、「本日討議いただきたい事項」p8のとおり、任意設定事項とすることについて、どのように考えるか。

【論点4-1】

事業成長担保権の対抗要件は、商業登記簿への登記で具備するものとし、当該対抗要件は、登記・登録等の制度がある個別財産についても及ぶとすることについて、どのように考えるか。また、商業登記簿への登記事項について、「本日討議いただきたい事項」p9の整理のとおりとすることについて、どのように考えるか。

【論点4-2】

他の担保権との優先関係を、質権や抵当権、将来債権譲渡担保権等と同様に、対抗要件具備の先後等とすることについて、どのように考えるか。

【論点5】

事業成長担保権者が、以下の契約に係る権利行使に制限を設けること（ただし、粉飾決算や背信行為などの停止条件付のものは可とすること。）について、どのように考えるか。

- 経営者等の個人保証設定契約
- 経営者等の生活に欠くことのできない財産に対する他の担保権設定契約